

有効期間満了日 令和8年3月31日  
熊交企第255号  
令和7年6月18日

### 特定小型原動機付自転車の総合的な交通安全対策の推進について（通達）

見出しのことについては、別添「特定小型原動機付自転車の総合的な交通安全対策の推進について」（令和7年6月10日付け警察庁丁交企発第161号、丁交指発第116号。以下「本庁通達」という。）のとおり通達された。

県内においては、現時点、特定小型原動機付自転車の走行実態は多くはないと認められるものの、他県の現状や過去、県内においても大手シェアリング事業者が参入の動きを見せるなどの状況を鑑みると、本県においても今後、数年のうちには普及が急速に進展し、特定小型原動機付自転車による事故や違反が増加することが予想されることから、各位にあっては、本庁通達に示された取組みを推進されたい。

特に、署員に対する交通指導取締り方法等を含めた事前教養の徹底と、特定小型原動機付自転車の販売店の把握に努めるとともに、自治体等と連携し、シェアリング事業者の参入動向の把握に努め、管内においてシェアリング事業者の参入動向を把握した際には下記担当まで速報されたい。

※ 別添「特定小型原動機付自転車の総合的な交通安全対策の推進について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。